

今回のテーマは、昭和 55 年以來約 40 年ぶりに大幅な見直しが行われた民法改正等についてです。その中でも重要な論点についてご説明いたします。今回の改正について、ご不明点等がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください。

今回の改正では、配偶者の保護を手厚くする制度の創設など、次のような改正が行われました。

1. 配偶者居住権の創設
2. 配偶者保護のための方策（特別受益）
3. 預貯金仮払制度の創設
4. 相続人以外の親族の貢献を考慮(特別の寄与)
5. 遺留分制度に関する見直し
6. 遺言制度に関する見直し

1. 配偶者居住権の創設

高齢化社会の進展から、遺された配偶者の居住の保護、生活の安定化を図るため、『配偶者居住権』及び『配偶者短期居住権』が創設されました。

(1)配偶者居住権（配偶者長期居住権）

◆ 配偶者居住権とは、配偶者が自宅に生涯無償で住み続けることができる権利です（ただし、遺産分割協議や遺言により期間を定めることもできます）。

今回の改正では、自宅の権利が「配偶者居住権」と「所有権」に分けられたため、自宅の「所有権」が他の相続人や第三者に渡ったとしても、相続や遺贈により配偶者が「配偶者居住権」を取得すれば、自宅での居住が保障されることになります。

◆ 現行制度では、相続トラブル等により、遺産分割に際し自宅を売却して換金せざるを得ず退去を迫られるケースや、配偶者が自宅を相続したとしてもその分、生活資金となる預貯金などの相続分が少なくなってしまうことで生活が不安定になる恐れがありました。

◆ 配偶者居住権は、自宅全体の所有権と比べると財産評価額が低くなると想定されています。

そのため、配偶者が配偶者居住権を取得することで、自宅の所有権を取得するよりもその分、預貯金等の財産を多く取得することができるようになり、配偶者の生活の維持安定が期待されています。

◆ 配偶者が配偶者居住権を取得する方法は、遺産分割または遺贈によります。

また配偶者居住権は、被相続人が相続開始の時に自宅を配偶者以外の人と共有していた場合は取得することはできません。

なお、配偶者が第三者に居住権があることを主張する場合、法務局で配偶者居住権の登記が必要です。

(2)配偶者短期居住権

◆ 配偶者短期居住権とは、配偶者が相続開始の時から遺産分割が確定するまでの間、または相続開始の時から6か月間のいずれか遅い日まで、自宅に無償で住むことができる権利をいいます。

これは相続トラブル等により、相続開始後すぐに配偶者が住居を失ってしまうようなケースを防ぐためのものとなっています。

また、短期居住権は配偶者居住権と違い財産的価値は無く評価額はゼロと考えられ、登記等の手続きも不要です。

2. 配偶者保護のための方策（特別受益）

婚姻期間が 20 年以上の夫婦間で、自宅不動産の贈与または遺贈を受けた場合には、

原則として特別受益を受けたものとして扱わなくてよいことになりました。

3. 預貯金仮払い制度の創設

被相続人の預金等は原則、遺産分割協議が終わるまで金融機関から引き出すことができないため、遺族の生活費の確保や葬儀費用の支払いで支障が生じていました。

今回の改正では、個々の相続人が単独で、一定の限度内で金融機関から預金等の仮払いを受けることができるようになりました。

また、家庭裁判所を通じて預金等を払戻請求する場合の要件も緩和されています。

4. 相続人以外の親族の貢献を考慮

現行制度では相続人にのみ寄与分が認められており、相続人以外の親族（例：長男の妻）は被相続人の介護でどんなに尽くしても財産を取得することはできませんでした。

今回の改正では、相続人以外の親族が被相続人の財産維持や増加に貢献（特別の寄与）した場合には、それに見合った金銭を相続人に対し請求できるようになりました。

ただし、すべての請求が認められるわけではなく、被相続人の財産維持に無償で貢献する必要があります。

なお、金銭を請求するためには介護の内容などの証拠を残しておくことが大切です。

5. 遺留分制度に関する見直し

従来の遺留分制度では、遺留分の減殺請求をされた場合、財産そのものの返還が原則でした。

そのため、財産の中に不動産や非上場株式がある場合には、遺留分の減殺請求をした相続人と他の相続人とが財産を共有することとなり、財産の売却や事業承継を進める上で支障が生じていました。

そこで改正により、財産そのものではなく、遺留分の侵害額に相当する金銭の支払

いを請求できる権利と改められました。

これにより財産が共有状態になることが避けられ、新たな遺産トラブルを防止することができるようになります。

なお、請求を受けた相続人は、金銭での支払いとなるため一定期間の支払い猶予を裁判所に請求することができます。

6. 遺言制度に関する見直し

自筆証書遺言は手書きが要件でしたが、財産目録に限りパソコン等で作成することができるようになりました。

また、財産目録には通帳のコピーや登記事項証明書の添付も認められ、手書き作成と比べ作成者の負担が軽減されます（財産目録、添付書類には署名、押印が必要です）。

さらに、自筆証書遺言を法務局で保管できる制度が創設されました。

法務局が自筆証書遺言を日付や署名、押印といった形式面のチェックをした上で保管するため、形式不備による遺言書の無効や、遺言書が発見されないこと、あるいは偽造や破棄といったトラブルを防ぐことができるようになります。

また、自筆証書遺言は必ず家庭裁判所で検認を受けなければなりませんでした。保管制度を利用することで検認が不要になりました。

7. 施行時期

| | |
|--------------|--------------------|
| 2019年1月13日施行 | 6. 自筆証書遺言の方式緩和 |
| 2019年7月までに施行 | 2. 配偶者保護のための方策 |
| | 3. 預貯金仮払い制度の創設 |
| | 4. 相続人以外の親族の貢献を考慮 |
| 2020年7月までに施行 | 5. 遺留分制度に関する見直し |
| | 1. 配偶者居住権の創設 |
| | 6. 法務局における遺言書の保管制度 |

| 協和監査法人 | 税理士法人 協和会計事務所 |
|--|---|
| 金融商品取引法、会社法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。 | 税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。 |

